平成２６年（再イ）第１４号
群馬県高崎市末広町262番地１　サンクレイドル高崎末広605号
再生債務者　落合　伸広
１　決議に付する再生計画案　平成26年10月27日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成26年12月８日まで
平成26年11月10日　前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（再イ）第７７号
京都市南区唐橋高田町10番地19
再生債務者　田中　康晴
１　決議に付する再生計画案　平成26年11月６日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成26年12月８日まで
平成26年11月10日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２６年（再イ）第１３号
和歌山県紀の川市貴志川町神戸550番地
再生債務者　坂口　雅彦
１　決議に付する再生計画案　平成26年10月23日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成26年12月８日まで
平成26年11月10日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（再イ）第２００号
福岡県糟屋郡粕屋町大字戸原158番地15
再生債務者　野方　　稔
１　決議に付する再生計画案　平成26年10月29日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年11月25日
３　再生計画案に対する回答期間　平成26年11月25日まで
平成26年11月４日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（再イ）第１８９号
福岡県春日市下白水北５丁目33番地
再生債務者　三宅　春美
１　決議に付する再生計画案　平成26年10月31日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年11月26日
３　再生計画案に対する回答期間　平成26年11月26日まで
平成26年11月５日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（再イ）第２５号
三重県四日市市日永５丁目７番16号
再生債務者　原田　善臣
１　決議に付する再生計画案　平成26年10月27日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年12月１日
３　再生計画案に対する回答期間　平成26年12月１日まで
平成26年11月10日　津地方裁判所四日市支部

平成２６年（再イ）第４号
山口県岩国市多田1054番地４
再生債務者　片山　杏美
１　決議に付する再生計画案　平成26年11月５日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年12月１日
３　再生計画案に対する回答期間　平成26年12月１日まで
平成26年11月10日　山口地方裁判所岩国支部

平成２６年（再イ）第１５号
青森市奥野２丁目16番21号
再生債務者　佐藤　　亮
１　決議に付する再生計画案　平成26年10月31日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年12月８日
３　再生計画案に対する回答期間　平成26年12月８日まで
平成26年11月10日
青森地方裁判所民事部再生係

小規模個人再生による再生計画認可

平成２６年（再イ）第２６７号
大阪市住之江区粉浜西２丁目６番11号
再生債務者　安志摩美穂
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年11月７日
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生計画取消

平成１８年（再イ）第２２号
神奈川県川崎市川崎区南町９番地７　秋山ビル301
再生債務者　野口　大民
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成18年12月８日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成26年11月10日
甲府地方裁判所民事部破産係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２６年（再イ）第５０号
北九州市小倉南区東貫３丁目21番10号
再生債務者　野上　　愛
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成26年11月６日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（再イ）第１９２号
福岡市東区筥松３丁目２番５―105号
再生債務者　光安　将貴
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成26年11月７日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（再イ）第５号
群馬県太田市台之郷町645番地６　ウェンディハウス101号
再生債務者　神谷　譲二
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条２項に定める事由がある。
平成26年11月10日　前橋地方裁判所太田支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２６年（再ロ）第４号
金沢市涌波２丁目６番３号　赤坂レジデンス203号
再生債務者　平野　敬一
１　決定年月日時　平成26年11月10日午後４時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年12月８日まで
４　一般異議申述期間　平成26年12月15日から平成27年１月６日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（再ロ）第１２号
京都市南区東九条南石田町20番地１
再生債務者　筒井　　謙
１　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年12月８日まで
４　一般異議申述期間　平成26年12月12日から平成26年12月19日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２６年（再ロ）第２号
長崎県大村市水計町950番地１　セイバリーヒルＡ205
再生債務者　坂本　健太
１　意見聴取に付する再生計画案　平成26年９月12日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成26年11月25日まで
平成26年11月10日　長崎地方裁判所大村支部

平成２６年（再ロ）第５号
愛知県岡崎市橋目町字御小屋西208番地　第２大豊マンション106
再生債務者　工藤　誠司
１　意見聴取に付する再生計画案　平成26年11月７日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成26年12月１日まで
平成26年11月10日
名古屋地方裁判所岡崎支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第５７号
大阪府寝屋川市太秦中町14番28号
再生債務者　萬谷　由彦
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年11月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年11月７日
大阪地方裁判所第６民事部